

第4期鴨川市健康福祉推進計画・
地域福祉活動計画
(原案)
概要版



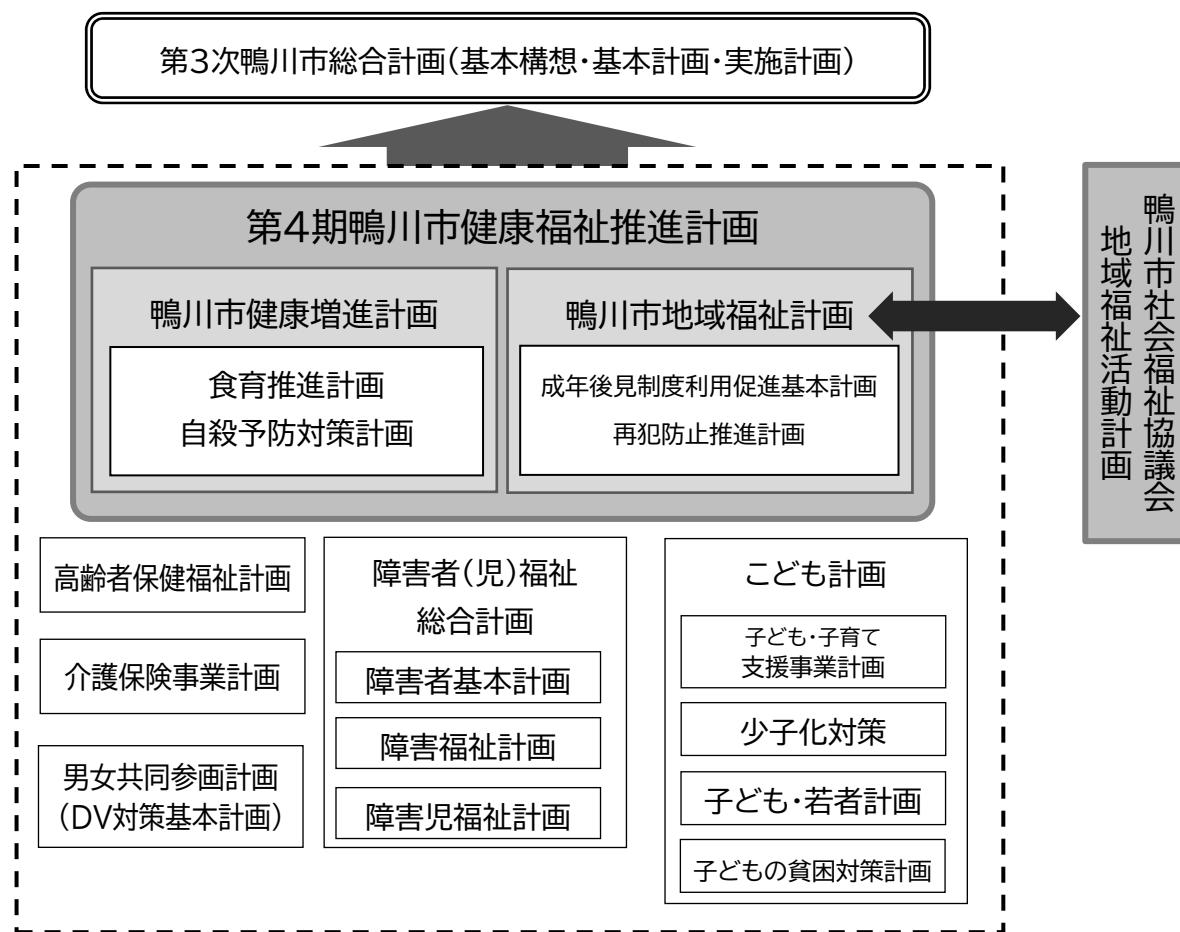
令和8年1月
鴨川市・鴨川市社会福祉協議会

どんな計画なの？

鴨川市では、これまで「健康」と「地域福祉」を一体的に捉え、健康福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

人生100年時代の到来や社会の多様化に伴い、住民一人ひとりの健康課題も多様化している現状を踏まえ、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で、安心して活躍し、生活できる地域社会の実現に向けて、本市では「健康福祉推進計画」及び「地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定します。

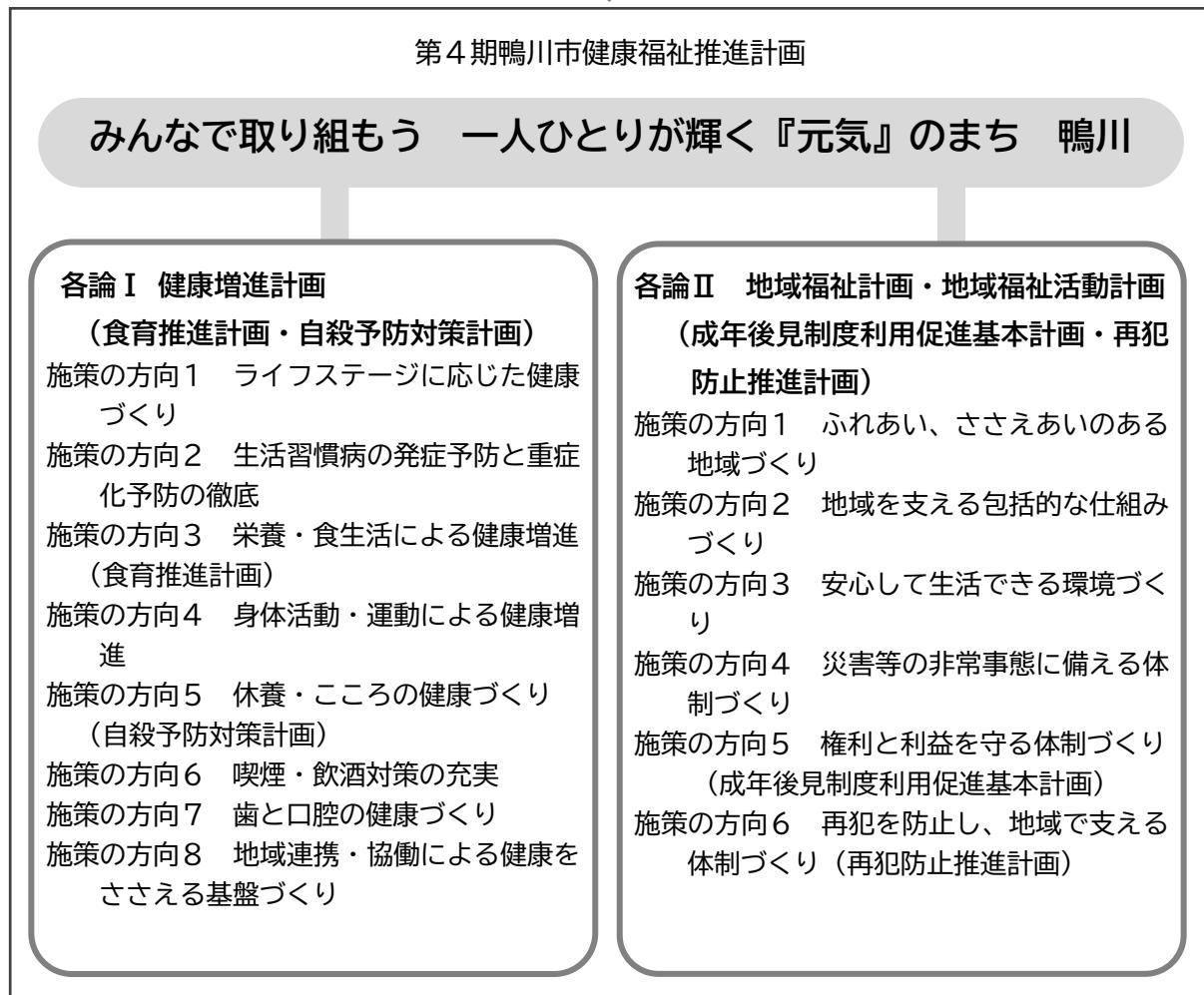
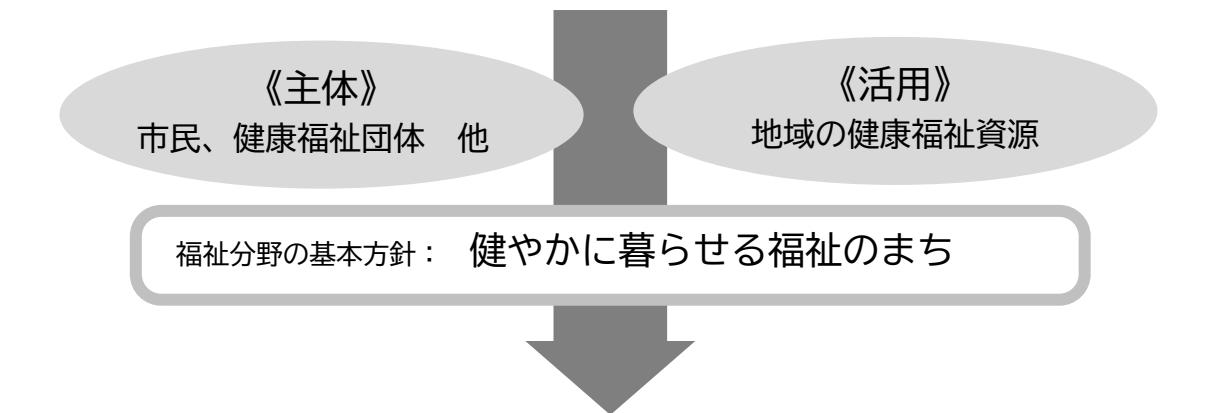
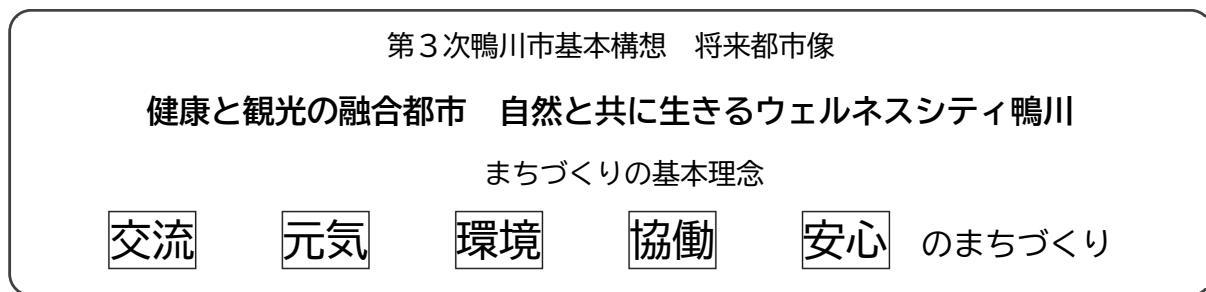
計画の位置付け



計画の期間

本計画は、令和8年度を計画初年度とし、令和12年度を目標年度とする5か年計画として策定します。

計画の全体像

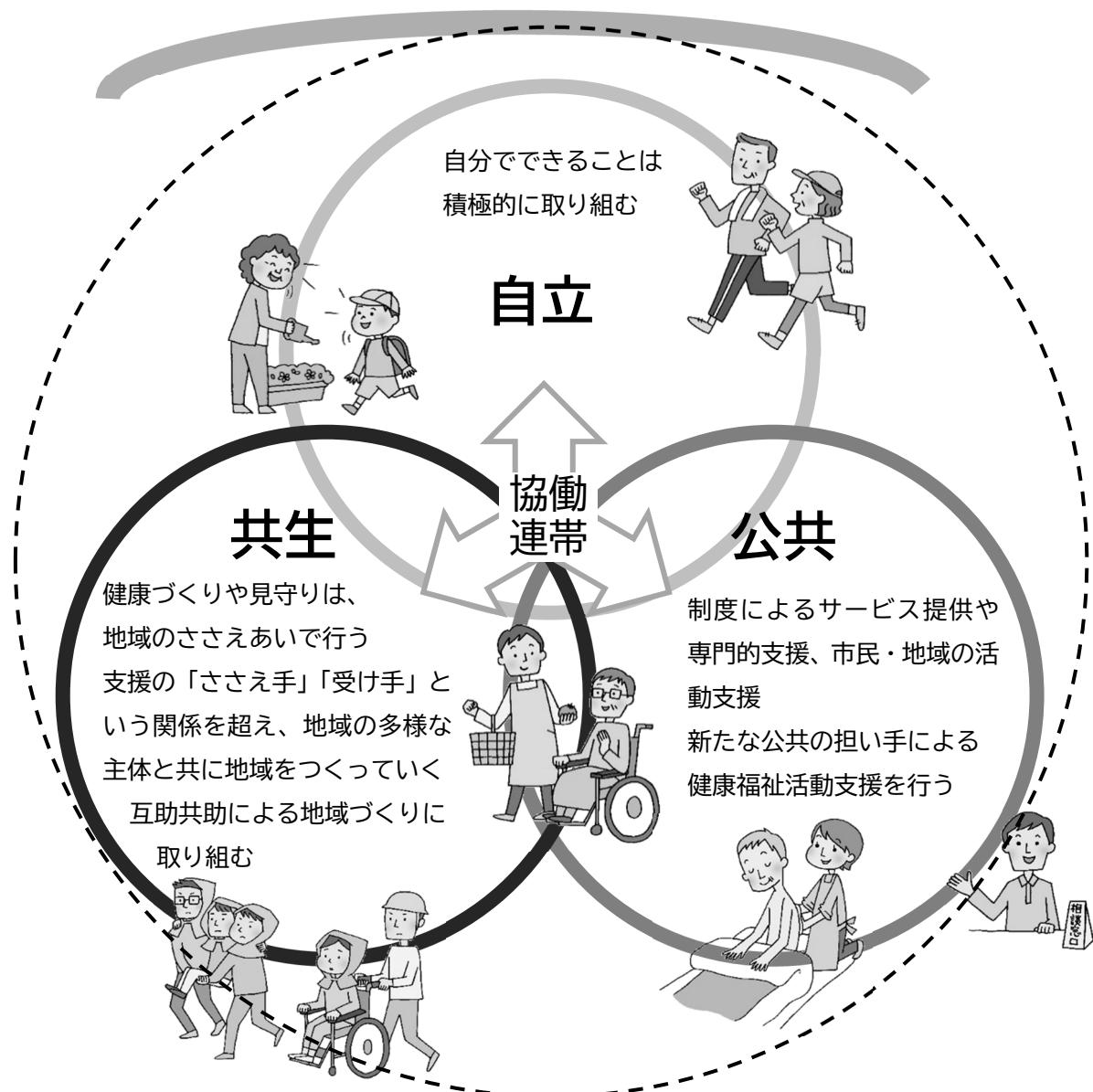


自立・共生・公共の視点で取り組みます

第3次鶴川市基本構想における健康福祉分野の基本方針である「健やかに暮らせる福祉のまち」の実現に向け、市民が主体となって、地域の健康福祉を推進していくためには、「協働・連帯」の考え方を踏まえ「自助」「共助」「公助」の考え方を継承しながら、より発展的な「自立」「共生」「公共」による取組が欠かせません。

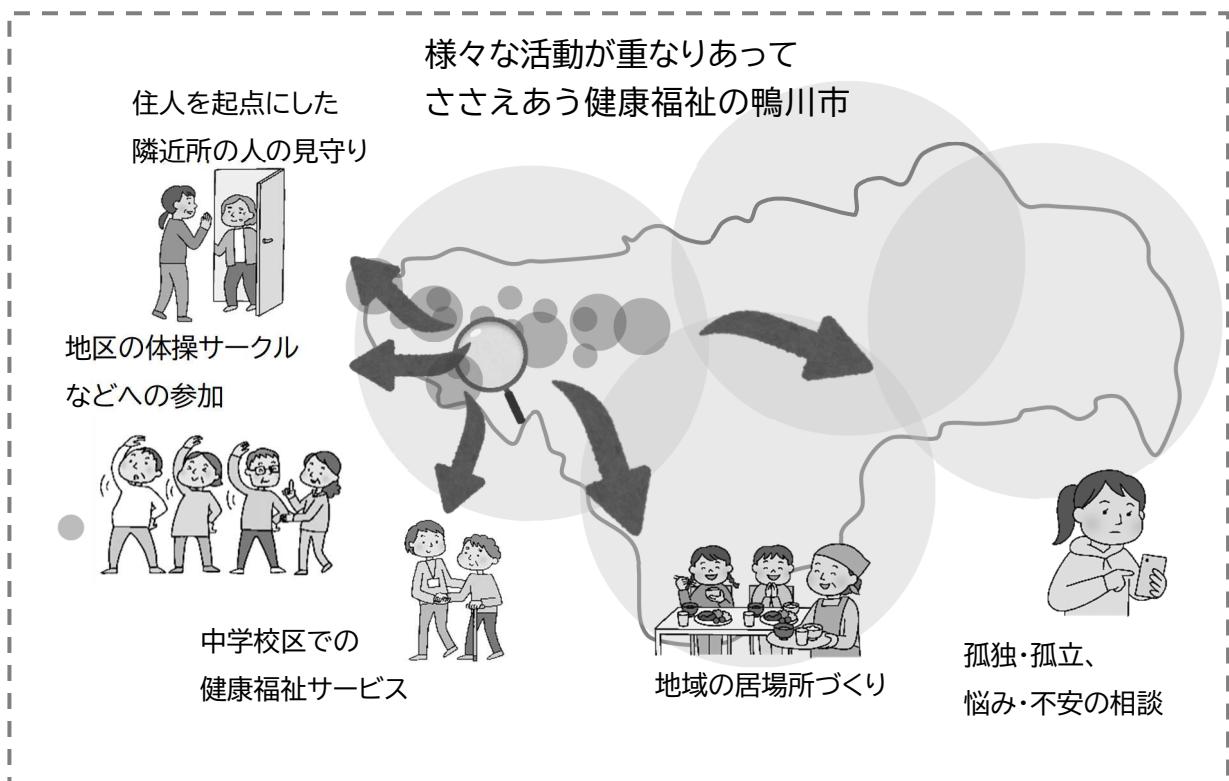
このため、健康福祉推進計画を進めるための考え方については、次のとおりとします。

市民と市との協働のまちづくり

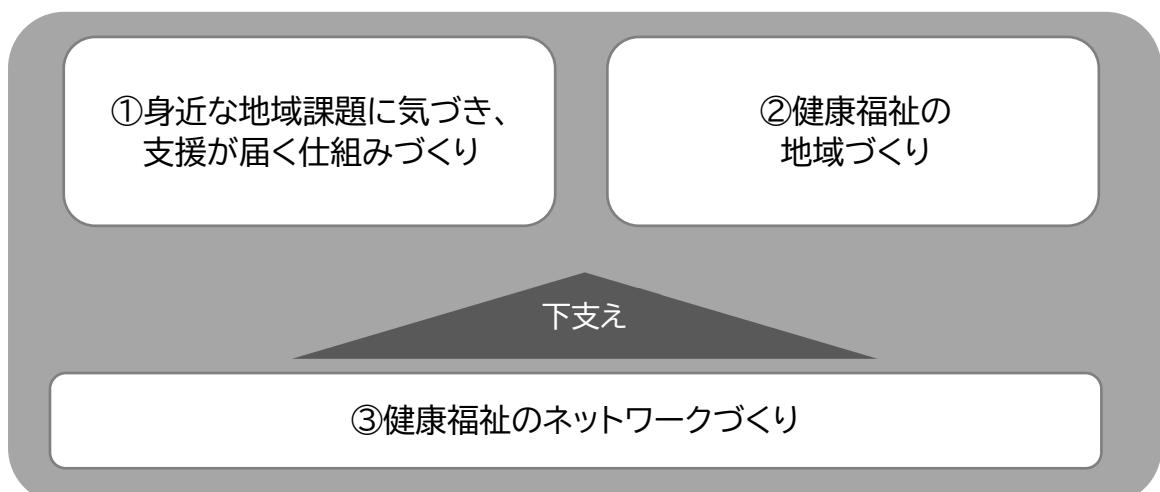


重点的取組

少子高齢化が進む中、多様化・複雑化する地域課題に対して、地域の様々な主体がそれぞれの役割を果たすとともに、連携して重層的な支援の仕組みを構築することで、地域の課題解決と地域共生社会の実現を図ります。



健康増進・地域福祉をより一層推進させるため、次の3点について重点的に取り組みます。



健康増進計画の基本理念

心身ともに健康で、安心・元気になれるまちづくり
【健康寿命の延伸を目指して】

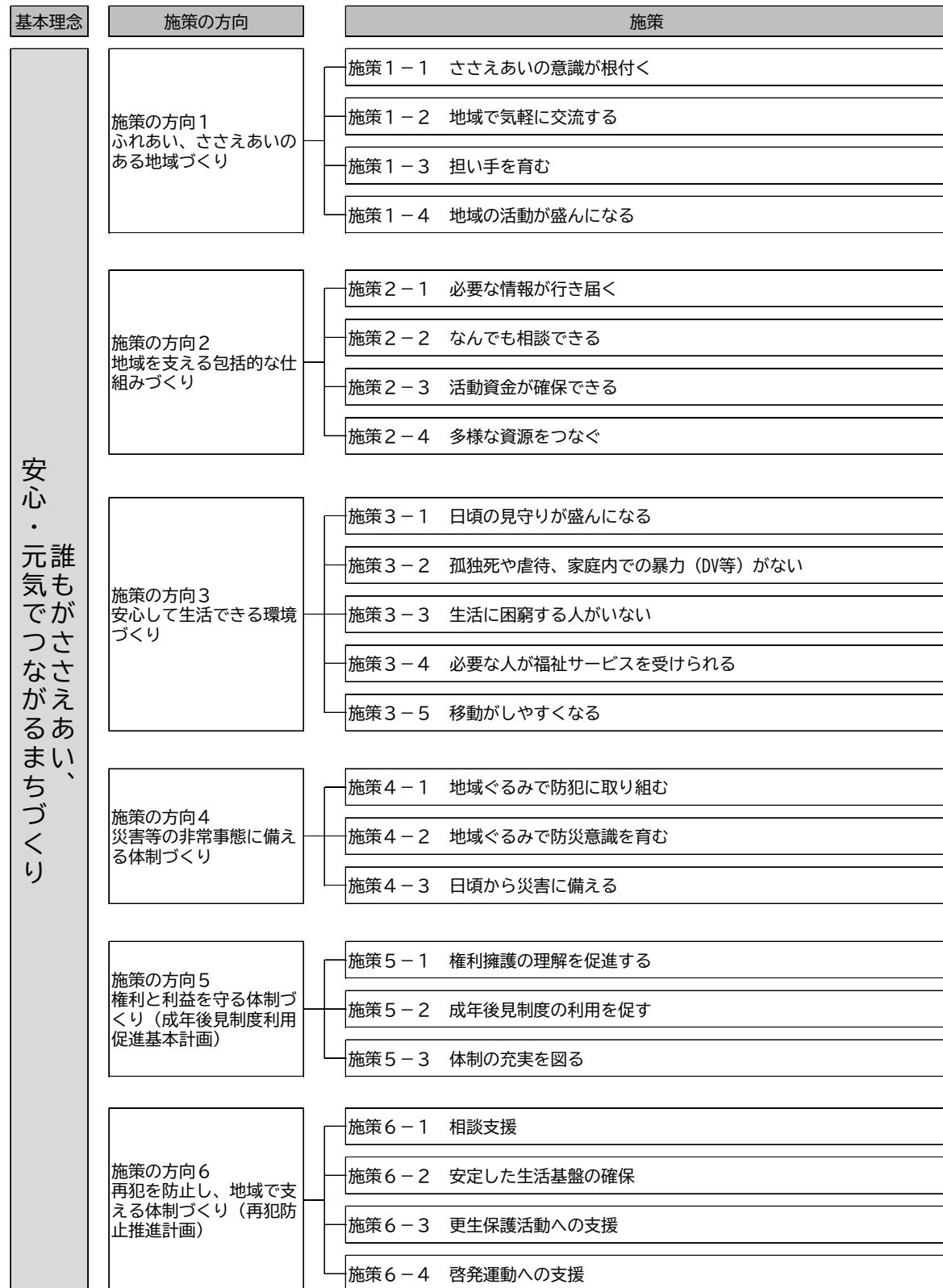
基本となる施策体系

基本理念	施策の方向	施策
心身ともに健康で、安心・元気になれるまちづくり 【健康寿命の延伸を目指して】	施策の方向1 ライフステージに応じた健康づくり	施策1－1 妊娠・乳幼児期の健康づくりの推進
		施策1－2 学童・思春期の健康づくりの推進
		施策1－3 青年期・壮年期の健康づくりの推進
		施策1－4 高齢期の健康づくりの推進
		施策1－5 女性の健康づくりの推進
	施策の方向2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	施策2－1 各種検（健）診体制の充実
		施策2－2 保健指導、フォローアップの充実
	施策の方向3 栄養・食生活による健康増進（食育推進計画）	施策3－1 ライフステージに応じた食育の推進
		施策3－2 家庭・学校・地域における食育の推進
		施策3－3 地域に根差した食育の推進
	施策の方向4 身体活動・運動による健康増進	施策4－1 運動習慣の定着化
		施策4－2 運動継続のための仕組みづくり
	施策の方向5 休養・こころの健康づくり（自殺予防対策計画）	施策5－1 睡眠・休養・こころの健康の保持
		施策5－2 自殺に関する周知啓発
		施策5－3 自殺対策を支える人材の育成
		施策5－4 地域における相談とネットワークの強化
	施策の方向6 喫煙・飲酒対策の充実	施策6－1 喫煙・飲酒防止の啓発
		施策6－2 薬物乱用防止対策の推進
	施策の方向7 歯と口腔の健康づくり	施策7－1 歯の健康についての啓発
		施策7－2 乳幼児期・学童期からのむし歯予防の推進
	施策の方向8 地域連携・協働による健康をささえる基盤づくり	施策8－1 地域ぐるみで取り組む健康づくりの環境と体制づくり
		施策8－2 健康づくりに関する情報提供・相談の充実
		施策8－3 地域医療・福祉・介護等との連携の推進
		施策8－4 自然と健康になれる環境づくり

地域福祉の基本理念

誰もがささえあい、
安心・元気でつながるまちづくり

基本となる施策体系



地域福祉計画と地域福祉活動計画について

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づき市が策定するもので、鴨川市総合計画を上位計画とし、福祉分野の取組の方向性を定める理念計画です。

地域福祉活動計画とは、地域福祉活動計画策定指針によると、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画のことです。

これから鴨川市の地域福祉をより一層推進していくために、両計画を一体化したものとして位置づけます。

地域福祉計画

(市町村：行政計画)

- 市の総合計画を基本として、高齢者・障害者・児童の計画とも連携しながら福祉のまちづくりを進める理念計画
- 福祉サービスを必要とする市民の相談対応・福祉サービスの提供のための基盤整備と地域福祉推進方針の計画
- 市地域福祉の仕組みづくりや環境整備づくりが基本
- 税金等の公的財源

連携

地域福祉活動計画

(社協：民間計画)

- 社会福祉協議会の策定により、地域住民活動やボランティア・民間団体との協働による活動計画
- 住民の主体的な活動や、コミュニティづくりの活動、地域の互助活動のための計画
- 住民が参加しやすい生活上の課題への解決行動が基本
- 赤い羽根共同募金・会費・寄附などの民間自主財源

社会福祉協議会の役割

鴨川市社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを実現するために、地域住民を主体とする地域福祉活動を推進する社会福祉団体です。

また、身近な地域での住民相互のささえあいの福祉を推進するため、旧小学校区単位に13の地区社会福祉協議会（地区社協）が設置されています。地区社協は、地域密着型のボランティア組織であり、地域住民のつながりをつくりそれぞれの地域ごとに特色のある福祉活動を進めています。

市社協は地区社協活動を支援するとともに、地区社協も会費や募金活動、福祉教育の推進などで市社協の活動に協力する等、相互補完関係となっています。

第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画

発行年月：令和8年3月

発行：鴨川市 市民福祉部 福祉課・健康推進課

鴨川市社会福祉協議会

鴨川市 市民福祉部 福祉課 TEL 04-7093-7112 健康推進課 TEL 04-7093-7111

鴨川市社会福祉協議会 TEL 04-7093-0606

〒296-0033 千葉県鴨川市八色 887-1

鴨川市総合保健福祉会館(ふれあいセンター)

